

宮城県高圧ガス容器適正管理要領

宮城県高圧ガス保安協会

宮城県高圧ガス容器適正管理要領

1 目的

この要領は、高圧ガス容器の放置及び長期滞留を防止するとともに放置された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、放置容器等による災害の発生を防止することを目的とする。

2 適用範囲

この要領は、容器（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「高圧法」という）第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ）を使用して高圧ガスの製造、販売、消費を行う者について適用する。

3 用語の定義

(1) 放置容器

現に、所有者または使用者が管理していない状態にある容器及び所有者不明容器をいう。

(2) 供給事業者

宮城県内の消費事業者に対し、高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者をいう。

(3) 消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、宮城県内において消費し、事業活動を行う者をいう。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）第2条2項に規定する「一般消費者等」を除く。

(4) 容器受入れ及び引渡し台帳

高圧ガスを容器により授受した際に、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日を記載したもの。

(5) 関係団体

宮城県内の供給事業者等で組織する、宮城県高圧ガス保安協会及び東北高圧ガス容器管理委員会宮城県支部をいう。

(6) 関係機関

宮城県内の所管行政高圧ガス担当部署、警察、消防等をいう。

(7) その他の用語については、原則として高圧法の例による。

4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高圧ガス保安法第20条の5第1項及び同第20条の6第1項並びに同第27条の規定を遵守する他、「1 目的」を達成するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 容器受入れ及び引渡し台帳等を事業所に備え、常に容器の受払い状況等の管理を行うこと。
- (2) 使用済みの容器は、遅滞なく消費事業者から回収すること。
- (3) 消費事業者から依頼があった場合、自らが所有する容器以外のうち、所有者が識別できる容器についてはその所有者へ回収を依頼する他、必要に応じ、代理で回収すること。
- (4) 放置容器については、消費事業者及び関係団体等と協議の上、回収すること。
- (5) 容器は原則として貸与することとし、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- (6) 容器（残ガス容器を含む）は、原則として6ヶ月以上同一の消費事業者には貸与しないこと。ただし、消費状況等の事情により、期間の延長が必要な場合は、容器管理の対策等を消費事業者と協議の上、貸与延長期間を決定すること。なお、その場合の貸与期間は、通算して最長1年とする。
- (7) 容器の消費及び保管場所等から、外面腐食が懸念される消費事業者に対して、重点的に容器の保管方法及び取扱いについて注意喚起すること。
- (8) 従業員に対し、保安に関する最新の情報など、1年に1回以上保安に関する教育を行うこと。

5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、高圧ガス保安法第15条第1項及び第24条の5の規定（特定高圧ガス消費者は同法第24条の3第1項及び同第2項並びに同第27条の規定も含む）を遵守する他、「1 目的」を達成するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 事業所毎に容器管理に関する責任者（以下、「容器管理責任者」という）を選任し、以下の事項が適切に実施されるように管理すること。
- (2) 容器受入れ及び引渡し台帳等を事業所に備え、常に容器の受払い状況等の管理を行うこと。
- (3) 容器は定められた場所で保管し、毎日作業開始時及び作業終了時に保管状況を確認すること。
- (4) 使用済みの容器は、遅滞なく供給事業者へ返却すること。
- (5) 容器（残ガス容器を含む）は、原則として6ヶ月以上供給事業者から借用せず、供給事業者の行う容器回収に応じること。ただし、消費状況等の事情により期間の

- 延長が必要な場合は、容器管理の対策等を供給事業者と協議の上、貸与延長期間を決定すること。なお、その場合の貸与期間は、通算して最長1年とする。
- (6) 湿気や水分が多い場所など、容器の外面腐食が懸念される環境に保管しないこと。
 - (7) 施錠管理など、容器による災害（盗難、喪失を含む）の発生防止に留意するとともに、災害が発生した場合は、速やかに関係機関及び供給事業者へその旨を連絡すること。
 - (8) 高圧ガスを取扱う従業員に対し、供給事業者から提供された保安に関する最新の情報など、1年に1回以上保安に関する教育を行うこと。

6 放置容器の処理

- (1) 放置容器を発見した者は、自ら処理することなく、関係機関、関係団体又は供給事業者へ連絡し、その措置を依頼すること。
- (2) 供給事業者及び関係団体は、放置容器を速やかに、かつ適正に処理するため、以下の措置をとるよう努めるものとする。
 - イ 放置容器の処理は、東北高圧ガス容器管理委員会宮城県支部が委託を受け、その処理体制の中で実施すること。ただし、その処理費用については別途、関係者で協議する。
 - ロ 放置容器を発見した者が、自ら処理することなく、適切な対応が取れるよう処理体制を広報すること。

附 則

- 1 この指針は、平成29年5月1日から施行する。